

介護サービス事業所・施設等の長 様

長野県健康福祉部長  
(公印省略)

「長野県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金交付要綱」の改正について（通知）

新型コロナウイルス感染症への対応として、介護サービス事業所・介護施設等が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービス提供時では想定されないかかり増し経費等に対して補助することを目的として、昨年度、標記補助金交付要綱を制定しましたが、今般、国の改正通知を受け、下記のとおり改正したので内容について御了知ください。

については、本補助金を活用する場合は、県に電話で連絡の上、下記 3 により、補助金交付申請書を令和 4 年 2 月 28 日（月）までに提出願います。（複数の施設・事業所を設置・運営している法人におかれましては、当該施設・事業所分を取りまとめの上、提出願います。）

なお、期日内の提出が難しい場合は、上記期日までに必ずご連絡ください。

## 記

### 1 対象事業所等

以下（1）～（3）に該当する事業所・施設等に限ります。

- （1）新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等（休業要請を受けた事業所・施設等を含む）
  - ①利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む）
  - ②濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等
  - ③県又は保健所を設置する市から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所
  - ④感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等（①、②の場合を除く）
  - ⑤病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行った高齢者施設等
- （2）新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所
  - （1）①、③以外の通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所

及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）を除く）であつて、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所（通常形態での通所サービス提供が困難であり、感染の未然に代替措置を取った場合（近隣自治体や近隣事業所・施設等で感染者が発生している場合又は感染拡大地域で新型コロナウイルス感染症が流行している場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る）

- (3) 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（以下のいずれかに該当）の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等
- ・(1) の①又は③に該当する介護サービス事業所・施設等
  - ・感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所

※詳細は、交付要綱の別表1及び別表2をご確認ください。

## 2 対象経費

令和3年4月1日以降に、新型コロナウイルス感染症対応において発生したかかり増し経費（通常の介護サービス提供では想定されない経費）が対象となります。

※詳細は、県交付要綱の別表1及び別表2をご確認ください。

## 3 補助金交付申請書の提出について

本補助金を活用する場合は、交付要綱第5の規定により、次の書類を1部提出願います。

- (1) 長野県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金交付申請書（様式第2号）
- (2) 交付申請額総括表（別紙1）
- (3) 事業所・施設別申請額一覧表（別紙2）
- (4) 事業所・施設別個票（別紙3）
- (5) 歳入歳出予算（見込）書の抄本又は収入支出予算（見込）書

なお、上記書類を含めた交付要綱は、長野県ホームページに掲載しておりますので、長野県ホームページからダウンロードしてください。

○県ホームページURL

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kensei/soshiki/soshiki/kencho/kaigo/index.html>

介護支援課施設係 (課長) 油井 法典 (担当) 榎 大裕 電 話 026-235-7113 F A X 026-235-7394 E-mail kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp
--